

平成20年11月25日発行

(次号の発行は12月10日です。)

お知らせ版に関する問合せは総務課へ

(担当: 八代和樹 やつしろかずき ☎33-6002)

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>

お知らせ版は、ホームページからダウンロード
できます。

金婚者・米寿者祝賀会開催



金婚者代表の池田幸雄さん、ヤス子さん夫妻

11月13日(木)
新富町文化会館イベントホールにて、金婚者・米寿者祝賀会が開催されました。

結婚生活50周年を迎えられた金婚者31組、88歳を迎えられた米寿者21名が参加して行われ、民謡やフラダンス、三味線が披露され会場を盛り上げました。

これからも、笑顔で長生きしてくださいね。

商品券発行事業の助成

商工業の小売店等への緊急支援策として、商工会が12月から実施する商品券(額面1億円)発行事業に対し、町が2千万円を補助します。

この事業は消費を拡大し地域の景気回復を図るとともに、町民の購買を助成することを目的として行われます。

具体的には、1枚1,000円分の商品券を800円でお買い求めでき、200円を町が助成します。

ぜひ、この機会にお得な商品券をご利用ください。

※問合せ先 新富町商工会

☎33-1231

家屋を解体した際の届出

家屋の固定資産税は、1月1日現在建っているものを対象として、その年度に課税されます。

課税されている家屋をこわされた場合は現地へ確認・調査に伺いますので、お早めに税務課までご連絡いただくとともに、家屋滅失届の提出をお願いします。

※問合せ先 税務課

☎33-6075

平成21年新富町新春賀詞交歓会

例年開催しています新富町商工会主催による「新春賀詞交歓会」を次のとおり開催します。200名を超える多数の方にご出席いただき、回を重ねるごとに盛会となってきましたので町民の皆様も多数出席いただきまして、幸多い新年になりますように、多いに語り合い情報交換をしていただきたいと思います。

○日程:平成21年1月5日(月)

○時間:午後3時~午後5時

○場所:新富町文化会館イベントホール

○会費:2,000円

○申込期限:12月15日(月)

☆会費を添えて、商工会へお申込み下さい。

※問合せ先 新富町商工会

☎33-1231

藤山塵芥中間受入施設の臨時閉鎖

12月7日(日)は新田原基地において、航空祭が開催されます。当日は基地周辺にて混雑が予想されるため、藤山塵芥中間受入施設を臨時閉鎖いたします。

※問合せ先 町民生活課

☎33-6072

年末・年始の地域安全運動

12月1日(月)から1月3日(月)まで年末・年始の地域安全運動が実施されます。年末は、金融機関をねらった強盗事件やひったくり、振り込め詐欺等の発生が懸念されます。

次のことを心がけ、みんなで安全で安心なまちづくりを推進しましょう！

○振り込め詐欺の被害防止

・あやしい電話や訪問があったときは、一人で判断せず家族や警察に相談する。

○空き巣対策

・お出かけ前やお休み前には、かぎの施錠を確認する。
・玄関を二重ロックにするなど、侵入しにくい対策を施す。

○ひったくり対策

・自転車・バイクの荷台には防犯ネットをつける。
・バックは、車道側に持たない。
・夜道、路地の通行はなるべく避け、防犯ブザーを身につける。

○乗り物盗対策

・自動車には、防犯装置やイモビライザー(電子式移動ロック装置)を装着する。
・オートバイ・自転車には、防犯登録とツーロックする。
・車の窓は、完全にしめる。

○車上ねらい対策

・車内に貴重品を置かない。
・車から離れるときは、確実にカギをかける。
・車の窓は完全にしめる。
・違法な路上駐車はやめ、安全な場所に駐車する。

※問合せ先 総務課

☎ 33-6002

心の健康相談

最近、人付き合いがうまくいかない、不安や気分の落ち込みがある、夜眠れない、学校や会社に行けなくなった、アルコールの量が増えた、など心配事や悩みを一人で抱えていませんか？

身体だけでなく心の健康維持は、毎日を安心して生活していく上で、とても大切なことです。

高鍋保健所では、専門の医師や保健師がさまざまな心の問題で悩んでいる方のご相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。

相談には事前の予約が必要ですので、まずは、電話でお気軽にお問い合わせください。

○日程：12月11日(木)

1月8日(木)、2月12日(木)

○時間：午後2時～午後4時(予約制)

※問合せ先 高鍋保健所

☎ 22-1330

乳がん検診の案内

新富町にお住まいの女性の方を対象に乳がん検診を実施します。厚生労働省の指針に基づき定めた「新富町乳がん検診指針」により同一人につき2年に1回の実施となります。このため昨年度(H19.8とH20.2実施)受けた方は対象外となります。

○対象者：昨年度受けていない40歳以上(S44.3.31以前に生まれた方)の女性(ハガキでお知らせします)

※40歳未満の方も受診できますが、全額自己負担となります。

○検診内容：

・マンモグラフィー(乳房X線)検査 約5分
・超音波検査 約10分

○検診日程：

2月	2日(月)	3日(火)	4日(水)	6日(金)	9日(月)	10日(火)	13日(金)
	16日(月)	17日(火)	19日(木)	20日(金)	23日(月)	24日(火)	27日(金)

※ただし、日程と時間につきましてはこちらで決めさせていただきます。申込者には、後日指定した受診票を送ります。

○検診会場：新富町役場 保健相談センター

○申込方法：案内通知(ハガキ)を次の場所に必ずご持参ください。その日の定員になり次第締め切らせていただきます。電話での申込みは受け付けません。

※40歳未満の方は、ハガキは届きませんので直接次の会場で申込みください。

☆上新田公民館【12月17日(水)】

《昼の部》

・時間：午後1時30分～午後3時
・定員：75名

《夜の部》

・時間：午後7時～午後8時
・定員：75名

☆新田公民館【12月18日(木)】

《昼の部》

・時間：午後1時30分～午後3時
・定員：100名

《夜の部》

・時間：午後7時～午後8時
・定員：100名

☆保健相談センター【12月19日(金)】

《昼の部》

・時間：午後1時30分～午後3時
・定員：175名

《夜の部》

・時間：午後7時～午後8時
・定員：175名

※呼び出し時間は30分単位(5名)で振り分けますので、時間が多少前後することがあります。

○検診料：

・40歳以上：3,000円(町補助5,400円)
・40歳未満：8,400円(全額自己負担)

※問合せ先 いきいき健康課

☎ 33-6059

体育館調整会 (H21年1月～3月)

- 日程：12月17日(水)
- 時間：午後7時～
- 場所：新富町中央公民館 大集会室
- 調整月：平成21年1月・2月・3月

【お集まりの皆さんへ】

- ☆午後7時より大集会室を開放しますので、早く来られた方から使用したい日を記入することができます。調整については、午後7時30分から始めますので必ず時間までに集合してください。
- ☆午後7時30分に集合していない団体につきましては、希望どおりの時間がとれないことがありますのでご注意ください。
- ☆利用団体の代表者の方は、印鑑を持参の上、ご出席ください。また、体育館使用料は期日までに必ず納入してください。

※問合せ先 生涯学習課

☎33-1022

運動広場調整会 (H21年1月～3月)

(日置・新田・上新田・三納代・西コート)

- 日程：12月17日(水)
- 時間：午後7時～
- 場所：新富町中央公民館 大集会室
- 調整月：平成21年1月・2月・3月

【お集まりの皆さんへ】

- ☆運動広場の調整をします。各運動広場を使用される団体の皆さんは、午後7時に中央公民館に集合してください。
- ☆午後7時に集合していない団体につきましては、希望どおりの時間がとれないことがありますのでご注意ください。
- ☆利用団体の代表者の方は、印鑑を持参の上、ご出席ください。

※問合せ先 生涯学習課

☎33-1022

無料人権相談所の開設

私たちの町の人権擁護委員が悩み事や心配事の相談をお受けします。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

- 日程：12月4日(木)
- 時間：午前10時～午後3時
- 場所：上新田公民館
- 担当者：人権擁護委員
- 相談内容：金銭貸借、売買、相続、登記関係、その他民事、家事問題、交通事故問題、その他心配事

※問合せ先 町民生活課

☎33-6071

「第60回 人権週間」について

12月4日～10日は人権週間です。今年 は次の重点目標を掲げて全国各地域において各種啓発活動を実施します。

○平成20年度重点目標

「育てよう 一人一人の 人権意識」

《強調事項》

- ・女性の人権を守ろう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者を大切にする心を育てよう
- ・障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ・部落差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ・性的指向を理由とする差別をなくそう
- ・ホームレスに対する偏見をなくそう
- ・性同一障害を理由とする差別をなくそう
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・人身取引をなくそう

☆こんな時には人権擁護委員に

人権を侵されたり、侵されるおそれがあるとき、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借り、その他家庭内の問題などいろいろなことでお悩みの方は、お近くの人権擁護委員又は人権擁護課へご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

※問合せ先 宮崎地方務局 人権擁護課

☎0985-22-5124

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を把握し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

○啓発週間：12月10日(水)

～12月16日(火)

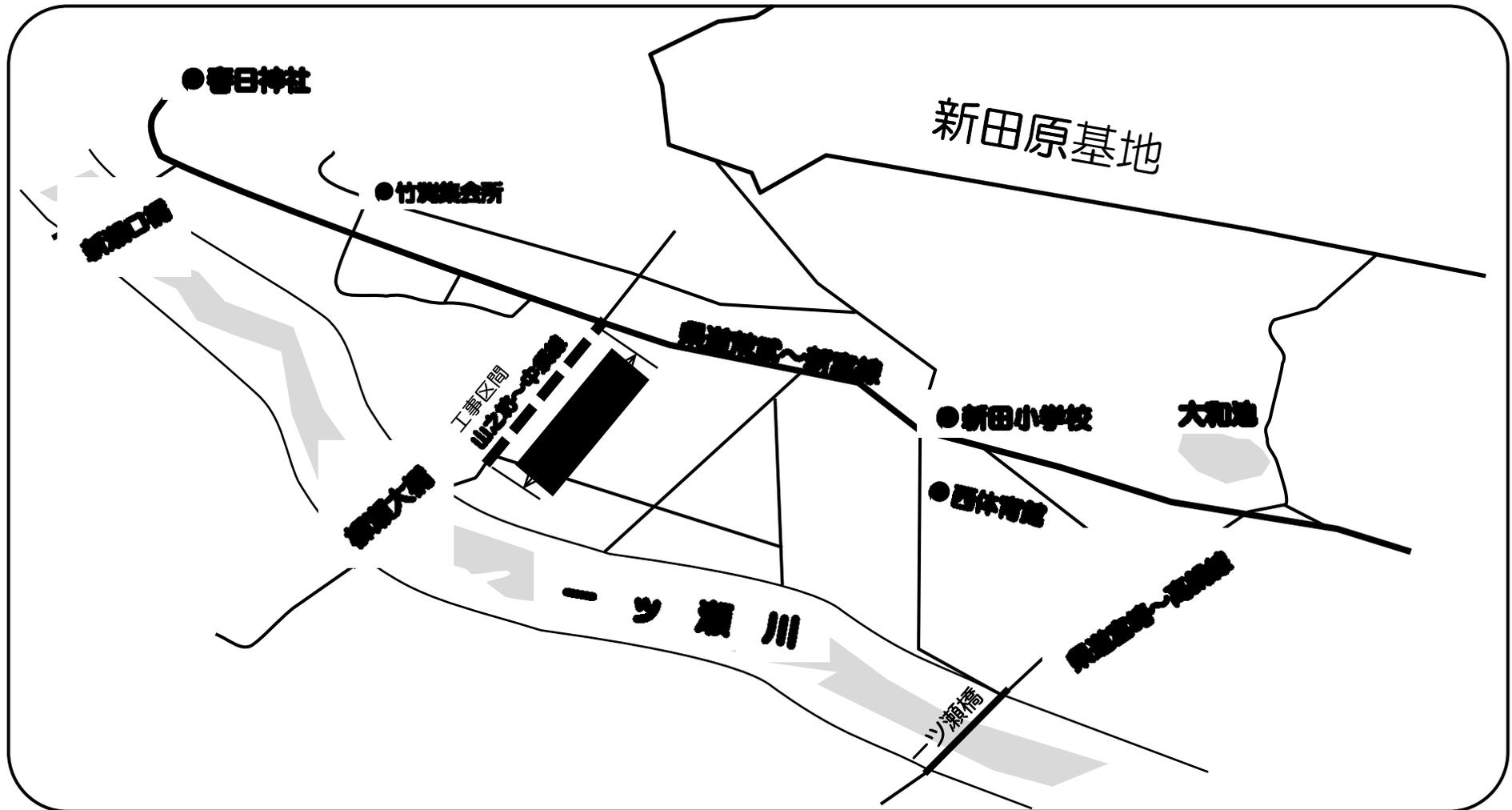
※問合せ先 法務省人権擁護局

交通規制について

道路改良工事のため、下記のとおり山之坊～中須線の交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。なお、迂回路につきましては最寄の案内板をご覧ください。

記

- ◇制限内容 **全面通行止** (ただし、工事区間周辺の耕作者については、作業中の 8:00～17:00 のみ通行可能。)
- ◇予定期間 平成20年12月1日(月)～平成21年3月15日(日)



《連絡先 新富町役場 農業振興課 電話 33-6034》